

Uqey 利用規約

第 1 条（規約の適用範囲）

1. 本規約は、株式会社東海理化電機製作所（以下「当社」といいます。）が会員に提供する本サービスについて、会員と当社の間の本サービス利用に関する基本的な事項を定めます。
2. 本規約は、本サービスを利用する、全ての会員に適用され、本規約に同意のない会員は本サービスを利用することができません。
3. 当社が運営するウェブサイト又はアプリに本サービスに関して個別規定や追加規定を掲載する場合、それらは本規約の一部を構成するものとし、個別規定又は追加規定が本規約と抵触する場合は、別段の定めがない場合は、当該個別規定又は追加規定が優先されるものとし、します。
4. 会員が本サービスを利用して、事業者（次条第 7 項にて定義します。）と貸渡契約を締結する場合、当該事業者が定める貸渡約款等に同意するものとし、します。

第 2 条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定める通りとします。

1. 「本サービス」とは、会員が事業者と貸渡契約を締結する際に、ウェブ又はスマートフォン用のアプリケーション上で申込みを行うためのプラットフォームサービス、及び会員が貸渡契約に基づきレンタカー車両を利用する期間に、本デバイスと連携することで鍵の開閉を可能にするデジタルキーを会員のスマートフォンに配信するサービスである「Uqey」のことをいいます。
2. 「本デバイス」とは、「FREEKEY Box」「QEY box」「QEY pocket」などの名称で当社が提供するハードウェアデバイスであり、レンタカー車両に設置され当該車両の鍵を格納し、本アプリ上で配信されるデジタルキーと連携して、レンタカー車両の鍵の開閉を管理するものをいいます。
3. 「本サービス利用契約」とは、第 4 条に基づき当社と会員との間で成立する本サービスの利用に係る契約をいいます。
4. 「会員」とは、当社との間で本サービス利用契約を締結したうえで、本サービスを利用するお客さまをいいます。
5. 「本アプリ」とは、本サービスを提供する際に当社が提供するスマートフォン用のアプリケーションソフトウェアのことをいいます。
6. 「本ウェブアプリ」とは、本サービスのうち会員と事業者が貸渡契約を締結するためのプラットフォームサービスを提供するウェブブラウザ用のアプリケーションのことをいいます。
7. 「事業者」とは、当社が本アプリ及び本ウェブアプリ上で表示されるレンタカーサービスの提供事業者をいいます。
8. 「貸渡契約」とは、事業者各々が定める貸渡約款等に基づき会員との間で締結する、レンタカー車両に係る個別の貸渡契約をいいます。
9. 「利用予約」とは、会員と事業者の間の貸渡契約に係る予約契約をいいます。
10. 「追加運転者」とは、会員が、利用予約時に登録した他の会員であり、貸渡契約締結後、予約の対象となるレンタカー車両を利用できる地位にあるものをいいます。追加運転者として登録でき

る人数は、乗車定員から予約者の数を減じたものとします。

11. 「利用料等」とは、会員が、本サービスを利用し成立した貸渡契約に基づき支払うべき貸渡料金、違約料、ノンオペレーションチャージ、違反金その他の料金をいいます。
12. 「貸渡約款等」とは、貸渡事業者が定める貸渡約款、利用予約に関する規定、プライバシーポリシーその他レンタカー貸渡約款を締結する際に事業者が会員に求める規定・規約の総称をいうものとし、これらの文書で引用されている文書も含むものとします。
13. 「Uqey ステーション」とは、当社がレンタカー車両の受け取り、および返却が可能な場所として予め定め、本アプリ及び本ウェブアプリ上で表示される場所のことをいいます。
14. 「出発地」とは、レンタカー車両を受け取る「Uqey ステーション」、又は会員と事業者が合意のうえ指定したレンタカー車両の受け取り場所のことをいいます。
15. 「返却地」とは、レンタカー車両を返却する「Uqey ステーション」、又は会員と事業者が合意のうえ指定したレンタカー車両の返却場所のことをいいます。
16. 「リカバリデジキー」とは、レンタカー車両の返却後、レンタカー車両に荷物、ごみの置忘れ等を見つけ鍵の開閉の必要性がある場合に再度デジタルキーを取得し、鍵の開閉が行える機能のことをいいます。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスが会員に提供する機能は、次の各号に掲げるものとします。
 - ① 会員が本アプリを利用し、事業者と貸渡契約を締結する際に利用予約申込みの受付等を行う機能（詳細は第6条に定めるものとします。）
 - ② 本サービスを利用した利用予約及び当該利用予約により成立した貸渡契約に基づき会員が支払うべき利用料等の決済を行う機能（詳細は第14条に定めるものとします。）
 - ③ 会員が貸渡契約に基づき利用するレンタカー車両の鍵の開閉を行うために必要なデジタルキーを会員のスマートフォン等に配信する機能
 - ④ その他、前各号に掲げる機能に関連する機能
2. 本サービスのご利用には、スマートフォン等本アプリを利用することが可能な機器が必要であり、また、デバイスによっては一部の機能を利用することができない場合があります。
3. 当社は、当社の都合（本サービスの全部又は一部の変更又は廃止の場合を含みます。）により、会員に対する事前の通知を行うことなく、本アプリに係る機能の全部又は一部を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、当社は、会員のスマートフォン等上の本アプリを変更し、又は消去することがあります。
4. 前項の場合等において本アプリ又は本ウェブアプリの再ダウンロード又はバージョンアップが必要となるときは、会員は、スマートフォン等において本アプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本アプリを使用できないことがあります。

第4条（本サービス利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本アプリ上で本規約に同意した後に、本アプリ上で当社の定める事項を登録し、「はじめる」ボタンを押した時点で、当該申込

者と当社との間に本サービス利用契約が成立します。「はじめる」ボタンを押した当該申込者は本規約に同意したものとみなされます。

2. 当社は、前項の申込者による申込に対して、本規約 16 条各号で定める事項のいずれかに該当する場合又は過去に本規約に対する違反があった場合には、当社は、申込者からの本サービス利用の申込をお断りすることがあります。

第 5 条 (ID 及びパスワードの管理)

1. 本サービスを利用するにあたり、当社は次の各号に定める方法のうち当社が指定する方法により会員を認証します。
 - ① メールアドレス及びパスワードにより認証する方法
 - ② 上記①の認証がなされた際に当社が管理するサーバから発行された Cookie により認証する方法
 - ③ 生体情報により認証する方法
2. 前項に記載する方法に加え本人確認のために、初回利用開始時まで、当社は、当社の指定する本人確認サービス事業会社が提供する本人確認システム（以下、「本 eKYC システム」といいます。）を使用して、本人確認用画像情報（本 eKYC システムにより撮影された会員の容貌および写真付き本人確認書類）の送信を受ける方法により会員の本人確認を行うものとします。本 eKYC システムが読み取った情報が、実際の会員の情報と異なる場合は、会員は、本アプリ及び本ウェブアプリ上で、実際の情報に修正し登録することとします。
また、会員は、当社に送信した本人確認用画像情報に変更があった場合は、その都度、当該変更後の情報を本アプリ及び本ウェブアプリ上で登録するものとします。
3. 会員は、本条第 1 項に加え、同第 2 項で定める方法で認証されなかった場合は、本サービスを利用することができません。一方、かかる方法で認証された場合は、当社及び事業者は認証後の本サービスの利用を会員本人の利用とみなします。
4. 会員は、登録したメールアドレスとパスワード及びそれらの情報を入力したデバイス並びに第 1 項第 1 号②に定める Cookie が保存されている対応デバイスを厳重に管理するものとし、第三者に譲渡、貸与その他利用させることを禁止します。これら情報及びデバイスの管理等は会員の責任で行います。

第 6 条 (利用予約)

1. 会員が、利用予約の申込みを行う場合、本アプリ上で当該申込みを行います。会員は、当該利用予約の申込みの際、当社の定める事項に対して正確なデータを入力の上、第 14 条に定める方法で支払うことに同意し、支払いに必要な情報を入力することとします。この際、会員は、予約の申込を行おうとする事業者が定めるキャンセルポリシー及び貸渡約款等に同意したものとします。
2. 当社は、前項に定める入力事項が正確であること及び登録した支払方法が利用可能であることを確認できた後、当社から会員に対して予約完了の電子メールを会員に送信した時点、又は本アプリ上で当該予約の成立が確認可能となったいずれか早い方の時点で、会員と当該事業者の間で当

該事業者の貸渡約款等に定める条件で当該レンタカー車両につきレンタカーの利用予約が成立するものとします。

3. 会員が、本アプリ又は本ウェブアプリ上で登録したクレジットカードの与信枠が不足している場合、利用予約の申込みができないものとし、利用予約申込み後においては、当社は利用予約を取消することができるものとします。

第7条（貸渡契約の締結）

1. 会員は、本サービスを通じて、事業者と貸渡契約を締結した場合、本アプリを通じて会員のスマートフォンに配信されるデジタルキーを利用して対象となるレンタカー車両の利用を開始することとします。
2. 会員は、第6条第2項に定める利用予約についての契約に基づき、本アプリ上の「利用開始」ボタンを押した時点、又は「利用開始」のボタンを押した後に「利用開始コード」の入力を求められる場合は「利用開始コード」を入力した時点で、事業者との間で貸渡契約が締結されます。貸渡契約を締結した時点で、当該事業者の定める貸渡約款等を契約の内容とすることに同意しているものとみなされます（利用等は当該事業者が貸渡約款等で定める額とします。）。但し、事業者は、会員が貸渡約款等に定める貸渡拒絶の事由に該当する場合その他会員との貸渡契約を締結することについて不適切と判断した場合、貸渡契約を締結しないことがあります。
3. 追加運転者も「利用開始」ボタンを押し、対象となるレンタカーを利用開始することができ、その時点で、当該追加運転者を登録した会員は、前項に定める条件と同じ条件で、事業者と貸渡契約を締結したこととみなします。
4. 会員は、貸渡契約の締結にあたり、追加運転者を登録する場合、本規約のみならず事業者の定める貸渡約款等で当該会員の義務と定められた事項をその追加運転者に周知し、遵守させるものとします。

第8条（利用予約又は貸渡契約の取消・変更）

1. 会員は、本アプリ上で第6条第2項に基づき成立した利用予約の取消の申込みを行うことができます。また、本アプリ上での取消の申込みは、当日24時までには手続きが完了した場合のみ、当日扱いでの取消となり、当日24時までには手続きが完了しなかった場合には、翌日以降の取扱いでの取消になります。
2. 会員は、前項の定めに従い、本アプリ上の予約取消手続に従い、利用予約の取消の申込みを行う必要があります。当取消の成立時期は、取消完了の電子メールが会員に送信された時点とします。
3. 利用予約の取消手数料が発生する期間及び取消手数料は、各事業者がホームページ・貸渡約款等に定める期間、手数料とします。
4. 利用予約の内容変更をする場合は、本ウェブアプリ又は本アプリ上により変更を行うこととします。その際の、変更可能期間、変更料は各事業者の定める条件とします。
5. 前条第2項に基づき成立した貸渡契約の返却予定時刻よりも早期に返却した場合の減額等の取扱いは、各事業者の定める条件とします。

第9条（車両の受け取り）

会員は、レンタカー車両を利用する際は、本ウェブアプリ若しくは本アプリケーション上で登録、又は会員と事業者が同意のうえ指定した「出発地」にて車両を受け取るものとします。

第10条（車両の返却）

1. 会員は、レンタカー車両を返却する際は、本ウェブアプリ又は本アプリケーション上で登録、又は会員と事業者が同意のうえ指定した「返却地」の Uqey ステーションに返却することとします。
2. 貸渡契約は、レンタカー車両を前項に定める Uqey ステーションに返却した後、本アプリケーション上で返却の手続が完了した後に終了します。また、貸渡契約が完了するまでは、延長料金等の料金が発生し続けます。

第11条（貸渡契約の延長）

1. 契約の延長は、レンタカー車両を貸渡している事業者の承諾がある場合のみ可能です。ただし、当該事業者の業務に支障をきたす場合は、承諾をしないことがあります。
2. 前項の承諾に基づき、レンタカー車両の延長をした場合は、事業者の定める利用料が発生します。
3. 第1項の定めにもかかわらず、会員は承諾を得ないで返却予定時刻を超えてレンタカー車両を利用した場合、前項で定める利用料の他に、事業者の定める額の違約金を支払うこととします。

第12条（レンタカーサービスの制限等）

本サービスを通じて事業者から提供されるレンタカーサービスについては、事業者が通常のレンタカーサービスについて提供している一部のオプション（例えば、ワンウェイ（乗捨て）サービス）を選択することが出来ない場合があります。また、通常のレンタカーサービスと料金プラン等に差異がある場合があります。

第13条（カギの一時権限付与）

1. レンタカー車両の返却後、会員は、以下に定める目的において、リカバリデジキーの払い出しを受けられる場合があります。
 - ①荷物、ごみの置き忘れ等を取り出す場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合
2. 会員は、リカバリデジキーを使用して解錠したレンタカー車両を運転してはならないものとします。
3. 会員は、リカバリデジキーを、第1項各号で定める目的以外で使用することができません。これ以外の目的でリカバリデジキーを利用した場合は、理由の如何を問わず当該レンタカーが使用できなかった時間について1時間あたり2万円の違約金を請求します（時間未満切り上げとする）。
4. 会員は、第1項各号で定める目的の終了後、速やかに本アプリケーション上で車両の返却手続を完了することとします。なお、この際、レンタカー車両の返却手続を怠ったことにより損害が発生した場合、返却手続を怠った会員が損害額全額を負担するものとします。

第 14 条 (利用料等の支払い)

1. 会員は、第 6 条第 2 項により成立した利用予約及び第 7 条第 2 項により成立した貸渡契約に基づき事業者を支払うべき利用料等を、当社の指定する第三者の決済代行会社を利用して、レンタカー車両返却完了時（本アプリ上で「返却を開始する」ボタンを押したときのことをいう。）に、会員が本アプリ又は本ウェブアプリ上で登録されたクレジットカードにより当社を通じて支払うこととします。この支払については、分割払いを利用することはできません。
2. 前項のクレジットの処理は、本規約に加えて、決済代行会社および会員の支払手段提供会社の条件や個人情報保護方針に従って行われます。
3. 当社は、決済代行会社によるいかなる過失にも責任を負いません。
4. 第 1 項の規定にもかかわらず、当初の予約時間から変更があった、又は違約金が発生するなどし、事業者がレンタカー車両返却完了後に料金等が発生又は減額したことを新たに認識した場合、当該返却日から 10 日以内に、同項に定める利用料等の決済を取り消し、新たに確定した金額を会員に請求します。当該金額の決済方法は第 1 項に定める方法と同様とします。
5. 利用者が利用するクレジットカードによっては、事業者が利用料等に係る債権をカード会社及びカード会社の指定する第三者に譲渡する場合があります、利用者はこれを承諾するものとします。利用者は、利用料等に係る債権譲渡に際し、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他一切の抗弁を主張しないことについて承諾するものとします。
6. 本条第 1 項及び第 4 項の場合において、クレジットカード決済が実行できなかった場合又は決済が取消された場合（本条第 4 項で定める取り消しの場合は除く）、事業者が指定する方法で当該料金を支払うこととします。

第 15 条 (問い合わせ等)

1. レンタカーサービスは、利用予約及び貸渡契約に基づき、事業者が会員に対して提供するサービスです。当社は、利用予約及び貸渡契約の契約当事者ではないため、事業者の提供するレンタカーサービス及び貸渡約款等に関する問い合わせ、要望又は苦情等に関しては、会員は、本サービスから送付される「予約完了のお知らせ」メールに記載されている事業者の定める問い合わせ先に問い合わせるものとします。
2. 前項の規定にもかかわらず、会員は、本デバイス、及び本アプリに不具合があることを見つけた場合、本サービスから送付される貸渡証発行メール記載の Uqey サポート窓口にお問い合わせるものとします。

第 16 条 (禁止事項)

会員は、本サービスの利用にあたって、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社に対して虚偽の申告をする行為
- ② 当社若しくは第三者の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ③ 当社若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為

- ⑤ 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑥ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは道路運送法等の法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為（旅客自動車運送事業（タクシー事業）に類似する行為、酒気帯び運転、車内での盗撮行為等を含みますが、これらには限りません。）
- ⑦ クレジットカード名義を偽ったり、他人名義のクレジットカードを利用する行為
- ⑧ 自己以外の第三者のメールアドレスを利用するなどし、第三者を装って本サービスを利用する行為（配信されたデジタルキーを自己以外の第三者に利用させる行為も含みます。）
- ⑨ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為又はそれらのおそれのある行為
- ⑩ 本サービスに関連するシステム及びデバイスについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します）を行う行為
- ⑪ 当社又は第三者のネットワークその他設備に対して過度な負担を与え、又は不正な動作をさせる行為
- ⑫ 当社又は第三者の業務を妨害し、又は業務に支障を与えるおそれがある行為
- ⑬ 商業目的又は営利目的のために本サービスを利用する行為
- ⑭ 本規約に違反する行為
- ⑮ その他当社が本サービスの提供上又は運営上不相当と判断する行為

第 17 条（利用停止・中断等）

1. 当社は、会員が第 17 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、当社の選択により、本サービス利用契約を解約することなく、本サービスの全部又は一部の機能の利用を停止することができるものとします。この場合、当該利用停止と同時に、本サービスを利用して成立した会員の利用予約は取消されるものとします。
2. 当社は、会員に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。但し、本項の定めは、当社が第 19 条第 2 項に基づき本サービス利用契約を解約することを妨げるものではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知又は周知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。
 - ① 本サービス提供にあたり必要なシステム、設備等に障害が発生し、またはメンテナンス、保守もしくは工事等が必要となった場合
 - ② 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止するなど、当社以外の第三者の行為に起因して、本サービスの提供を行うことが困難になった場合
 - ③ 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの運営ができなくなった場合
 - ④ 法令規制、行政命令等により、本サービスの提供が困難になった場合
 - ⑤ 事業者等からの申し出があった場合

⑥ その他、当社の責めに帰することができない事由により、当社が必要やむを得ないと判断した場合

4. 当社は、第3項に基づいて本サービスを停止したことにより会員および第三者に生じた損害および不利益につき一切の責任を負いません。

5.

第18条（廃止）

当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、当社ホームページへの掲載その他当社が適当と判断する方法により、会員に対してその旨を周知するものとします。

第19条（解約）

1. 会員は、解約の申込みをする（本アプリ上の「退会」ボタンから退会手続きを行う。）ことにより、本サービス利用契約を解約できます。但し、本サービスを利用して成立した利用予約及びこれらにより成立した貸渡契約がある場合、当該取引が完了するまで解約を行うことはできません。

2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、何らの催告を行うことなく、直ちに本サービス利用契約を解約できるものとします。

① 本サービス利用契約の申込内容が事実と反していることが判明した場合

② 本規約に違反する行為を行った場合

③ 利用料等その他の当社に対する債務をその支払期限を経過しても、なおお支払いいただけない場合

④ クレジットカード会社、立替代行業者等により会員指定のクレジットカード、支払口座の利用が停止された場合

⑤ 当社から90日以上にわたって連絡が取れない場合

⑥ 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている、または反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると当社が合理的に判断した場合

⑦ その他、当社が会員として不適當であると合理的に判断した場合

3. 当社が、第18条の定めに従い本サービスの全部を廃止した場合、本サービス利用契約は自動的に終了します。

4. 本サービス利用契約が第2項又は第3項の定めるところにより終了した場合、当該終了と同時に、また利用予約も自動的に取消されるものとします。なお、本サービスを利用して成立した貸渡契約に基づき進行中の取引がある場合は、当該取引に関する限りにおいて本サービス利用契約が引続きその効力を有するものとします。

第20条（会員の責任）

1. 当社は、貸渡契約に関して、会員と事業者との間で利用予約及び貸渡契約を締結するためのプラットフォームを提供するにとどまり、貸渡契約の当事者とはなりません。当社は、会員が貸渡約款等に基づき利用するレンタカー車両に関するトラブル等の責任は一切負いません。
2. 会員は、レンタカー車両の返還及び車両から一時的に離れるとき等に、当該車両の鍵を施錠することとします。これを怠った場合、施錠されていないことに起因して発生した一切の損害の全額（特別損害を含む）を当該会員が負うこととします。
3. 会員は、貸渡契約及びこれに基づくレンタカー車両の使用に関し、他の契約当事者又は第三者との間でトラブル又は紛争等が発生した場合には、自己の費用と責任をもってこれを解決するものとします。
4. 会員は、レンタカー車両の受け取りや返却の際に、駐車場（月極駐車場や時間貸し駐車場を含むがこれに限らない）を利用する場合、当該駐車場で定められた利用規約等を遵守するものとします。当該利用規約等に違反して当該駐車場の所有者を含む第三者との間でトラブル若しくは係争等が発生した場合、その他当該駐車場の内を器物を損壊する等して損害を発生させた場合は、速やかに事業者へ通知するとともに、事業者の指示にもとづき自己の費用と責任をもってこれを解決するものとします。
5. 会員は、スマートフォンのバッテリー切れ、電波状況の不良、盗難・紛失・故障等の理由で、本アプリ又は本デバイス等が使用できないことがあることと承し、これらの原因により会員又は第三者に損害が発生した場合、当社はこれらにつき責任を負いません。
6. 会員は、本デバイスに不具合があることを見つけた場合、第 15 条 2 項に定める報告先に、遅滞なく報告することとします。
7. 会員は、本規約に違反することにより、または本サービスの利用に関して当社に損害を与えた場合、当社に対し、当社に生じた損害を賠償しなければなりません。
8. 会員は、貸渡契約に基づくレンタカー車両の使用その他本サービスの利用に関し、法令違反等による罰金を課された場合、自己の費用と責任をもってこれに対処するものとします。当社は、これらにつき責任を負いません。

第 21 条（当社の責任）

1. 当社は貸渡契約の当事者ではなく、事故、盗難、他の会員によるレンタカー車両の返還遅延、その他当社の責に帰さない事由により、事前に利用予約を行なった会員にレンタカー車両を貸し渡すことができない場合であっても、何ら責任を負わないものとします。
2. 当社は、善良な管理者の注意義務をもって、本デバイスの提供及び運用を行うことを責務とします。事業者の管理不十分又は会員等の不適切な扱いにより、本デバイスのバッテリー切れ、故障、その他の理由により本デバイスが正常に動かず、レンタカー車両の鍵の開閉が正常に機能しない場合は、当社は責任を負いません。
3. 原因の如何を問わず、本サービスに関して、当社が会員に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本規約等に違反したことが直接の原因で会員に現実に発生した通常の損害に限定され、会員に損害賠償する金額は、当該損害の発生した直近 12 ヶ月間に、本サービスを利用して成立した貸渡契約のうち当該損害に係る契約に基づき会員が支

払った金額の総額を超えないものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の子見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

第 22 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社の個人情報の取り扱いについては個人情報保護方針及び Uqey プライバシーポリシーに定めるとおりとします。
2. 当社は、本利用契約の終了後も、Uqey プライバシーポリシー記載の利用目的の範囲内で会員の個人情報を利用できるものとします。

第 23 条（知的財産権等）

会員は、本サービス利用契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権その他一切の権利に関しては、会員に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではありません。

第 24 条（通知）

当社が会員に対して行う通知は、会員が登録したメールアドレスへの電子メールによる通知、ショートメッセージによる通知、アプリプッシュ通知機能を利用した通知、当社が運営するウェブサイト上への掲載その他当社が適当と判断する方法により行うことができるものとします。

第 25 条（変更の届出）

1. 会員は、登録情報に変更が生じた場合には、当社が指定する方法により速やかに届出を行います。当社は、登録情報の変更の届出がなされなかったことにより会員及び第三者に生じた損害について一切の責任を負いません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を会員に求める場合があり、会員はこれに応じるものとします。

第 26 条（残存効）

本サービス利用契約が終了した後も、第 14 条（利用料等の支払い）、第 16 条（禁止事項）、第 17 条（利用停止・中断等）第 4 項、第 19 条（解約）第 4 項、第 20 条（会員の責任）、第 21 条（当社の責任）、本条、第 28 条（権利譲渡等の禁止）、第 30 条（管轄裁判所）及び第 31 条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 27 条（規約の変更）

1. 当社は、当社が必要と判断したときは、本規約を変更することができるものとします。
2. 当社が本規約の内容を変更するときは、当該変更の事実、その効力発生日および変更内容を本アプリの通知機能等当社が適切と判断する方法により会員へ通知します。

第 28 条（権利譲渡等の禁止）

会員は、本サービス利用契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 29 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、当該無効とされた以外の部分は、継続して有効に存続するものとします。

第 30 条（管轄裁判所）

会員と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審についての専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（準拠法）

本サービス利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

2023 年 1 月 10 日制定

2023 年 1 月 25 日改定

2023 年 2 月 22 日改定

2023 年 6 月 21 日改定

2024 年 5 月 5 日改定

2024 年 11 月 25 日改定